

日程第 7. 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例 南風原町個人番号カード利用条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう条例で制定する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例でございます。これも新たな条例の制定です。概要をお手元にお配りしています。趣旨でございますが、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう本町が設置する自動交付機で各種証明書の交付を受けるサービスを町民の皆様に提供するために制定します。制定時の根拠となる法律ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条第 1 号に、個人番号カードを市町村の機関は地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を行うことができるということでございます。先ほどは特定個人情報情報を庁内で連携して行う事務の条例制定でした。これはカードそのものを法律で定めている以外の事務で使うということです。住民基本台帳カード利用条例とほぼ同じ仕組みになっておりまして、自動交付機で使えるようにするためのものです。第 2 条に個人番号カードという定義があつて、2 号 自動交付機です。3 条の多機能端末コンビニエンスストア等で取れるものはありません。コンビニエンスストアについては、マイナンバーカードには当初から個人が識別できるものが IC チップに入っています。この方式でやるものは法律で定められていますので、コンビニについては条例で定める必要はなく個人番号カードはコンビニでは利用できます。ただし、本町の自動交付機については新たに個人番号の磁気テープに認証した方式で個人の皆さんを識別して交付しているシステムです。細かく言えばコンビニでの交付と自動交付機の交付には識別の方法に違いがあるということです。今回、個人番号カードを本町の玄関に設置されている自動交付機で住民基本台帳カードと同様に利用するためにこの条例の制定となっております。以上が、議案第 65 号の概要説明です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

平成 27 年第 4 回定例会初日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例については、総務民生常任委員会に付託します。